

利用契約書

【児童発達支援 放課後等デイサービス】

富田ケアセンター有限公司

指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービス事業

つぼみケア

_____（以下「利用申込者（通所給付決定保護者）」という。）と富田ケアセンター有限公司（以下「事業者」という。）は、つぼみケアにおいて、児童福祉法に基づく、利用者が事業者から提供される福祉サービスについて、次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、児童福祉法等関係法令の理念に則り、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、契約日から、利用者の受給者証に記載される児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費の支給決定期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者やその保護者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、また利用者の当該給付費支給決定期間が更新された場合、本契約は自動更新されるものとします。

（児童発達支援・放課後等デイサービスの内容）

第3条 事業者は、児童福祉法に基づく児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費対象のサービスとして、別紙「重要事項説明書」に定めるサービス内容及び費用について説明を行い、利用者やその保護者との合意に基づきサービスを提供します。

（個別支援計画）

第4条 事業者は、利用者の受給者証に記載されたサービスの支給量を踏まえ、利用者の有する能力や日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者やその保護者の希望する生活並びに課題等の把握を行い、利用者の個別支援計画を作成します。

2 この計画は、事業者が利用者やその保護者に説明して、同意を得た上で作成し、内容についていつでも説明を求めることができます。

3 事業者は、通所支援計画は利用者の状況等に応じて、少なくとも6ヶ月に1回以上の見直しを行います。

（利用料金）

第5条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。）を事業主に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

2 利用者やその保護者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業主に支払います。

3 事業者は、サービスの提供にあたって、あらかじめ利用者やその保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得ます。

4 事業者は、利用者やその保護者から利用料金の支払いを受けた時は、領収証を交付します。

（利用料金の支払方法）

第6条 利用者は、第5条に定める利用料金の合計を、月毎に支払います。

2 事業者は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者に送付します。

3 利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者を支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。

（緊急時の援助）

第7条 事業者は、サービスを提供している時に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族等へ連絡すると共に、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じます。また、状況によっては医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

（守秘義務）

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏洩しない義務を負います。

2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用児に関する心身等の情報を提供できるものとします。

（事業者の具体的義務）

第9条

（1）（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

（2）（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者やその保護者の質問に対して適切に説明します。

（3）（記録保存整備義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。利用者やその保護者は、この記録の開示を求めることができます。

（4）（身体拘束の禁止）事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体の行動を保護する為の緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等の行為を行いません。

（事故と損害賠償）

第10条 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者の保護者及び関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故状況及び措置について記録します。

2 事業者は、サービス提供時に事業者の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合は、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

3 サービス利用中に利用者または保護者が、故意または重大な過失により、事業者もしくは他の

利用者の生命、身体、財物に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を図るとともに、従業員に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

（身体拘束禁止に関する事項）

第12条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（苦情解決）

第13条 利用者及びその保護者は、事業者が提供するサービスに関して、別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について利用者及びその保護者に報告します。

3 事業者は、利用者及びその保護者が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対して不利益となるような対応はいたしません。

（契約の解約等）

第14条 保護者は、30日以上予告期間をおいて事業者へ通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

（1） 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。

（2） 事業者が第8条に定める守秘義務に違反した場合。

（3） 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

（4） 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で告知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

（1） 保護者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。

（2） 利用者またはその保護者が、他の利用者・事業者・職員等の生命、身体、財物、信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

（3） 利用者やその保護者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

（4） 災害等、その他やむを得ない事由により事業所を開所することができない場合。

（5） 利用者が死亡した場合。

（協議事項）

第15条 この契約に定められていない事項について疑義が生じたときは、事業者は、児童福祉法及び関係法令の定めるところに従い、利用者及び保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用申込者（通所給付決定保護者）

住所

氏名 (続柄:)

利用者（児童）

氏名

事業者 住所 〒713-8115

岡山県倉敷市玉島道口 2754 番地 1

法人名 富田ケアセンター有限公司

代表者氏名 代表取締役 山中 祥吉

事業所 住所 〒713-8103

岡山県倉敷市玉島乙島 7189-4

名称 つばみケア